

令和元年6月13日
福祉保健部健康増進課
課長 下川和夫
電話 055-223-1494

報道関係者各位

山梨県の水痘流行状況について（水痘注意報レベル）

令和元年第23週（6月3日～6月9日）の感染症発生動向調査の結果は次のとおりです。

水痘（水ぼうそう）の定点あたり報告数

峡東保健所管内：1.00人^{※1}，富士・東部保健所管内：1.20人^{※2}

注意報レベル基準値の1.00を上回りましたので、峡東保健所管内、富士・東部保健所管内は水痘（水ぼうそう）の注意報レベル^{※3}に入ったと考えられます。流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1【峡東保健所管内】定点数4医療機関合計報告数4人 4人÷4医療機関=1.00人

※2【富士・東部保健所管内】定点数5医療機関合計報告数6人 6人÷5医療機関=1.20人

【県内全域】定点数24医療機関合計報告数14人 14人÷24医療機関≒0.58人

※3 定点1医療機関あたりの報告数が1.00以上 注意報レベル

定点1医療機関あたりの報告数が2.00以上 警報レベル

※平成30年第36週（9/3～9/9）から水痘の警報・注意報の基準値の変更あり。

（注意報レベル4.00→1.00、警報レベル7.00→2.00）

【直近の数値】

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部	甲府市
23週（6/3～6/9）	0.58	-	0.80	1.00	-	1.20	-
22週（5/27～6/2）	0.08	0.33	-	-	-	0.20	-
21週（5/20～5/26）	0.21	-	-	0.25	-	0.60	0.20
20週（5/13～5/19）	0.21	-	0.20	-	-	0.80	
19週（5/6～5/12）	0.33	-	0.80	-	-	0.40	0.40

※前回の注意報レベル入りは、峡東保健所管内の平成31年第16週（4月15日～4月21日）でした。

水痘(水ぼうそう)の予防対策

●水痘(水ぼうそう)はどんな病気？

- ✓ 水痘・帯状疱疹ウイルスによる感染症です。
- ✓ 冬から春に流行しますが、年間を通じて患者が発生します。
- ✓ 飛沫(せき・くしゃみ)・飛沫核を含む空気・接触などで感染します。
- ✓ 潜伏期間は2週間程度(10～21日)です。
- ✓ 患者の多くは 9 歳以下ですが、成人はより重症化しやすいので注意が必要です。

●こんな症状は要注意！

- ✓ 主な症状は、発熱と発疹。子どもの初期症状は発疹です。
 - ✓ 最初は頭皮、次いで体や手足に現れ、全身に広がります。発疹は水ぶくれになり、化膿することもある。
- このような症状が現れたら水痘を疑い、早めに医療機関の受診を！

●水痘にかかると・・・

- ✓ 学校保健安全法では、全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで、出席停止となります。(保育所でも準じた対応となります。)
- ✓ 学校医やかかりつけ医の判断で、登校可能な場合や出席停止が延長される場合もあります。

●水痘は、感染力が強い！

- ✓ 感染のおそれがないと診断されるまでは、人との接触を出来るだけ避けることが大切です。
- ✓ 外出を控え、家で安静に過ごしましょう。
- ✓ 発疹をひっかいて傷をつけないよう、手を清潔にして爪を短くしましょう。
- ✓ お風呂で体を温めるとかゆみが強くなるので、シャワーがおすすめです。

●予防方法は？

- ✓ 患者との接触を避けることがもっとも重要です。
- ✓ ワクチン接種も予防に有効です。